

管理組合の管理・運営を支援！

マンション管理士を

派

遣

します



申込できる方

費用

無料

- 久留米市内の分譲マンションの管理組合の役員
- 管理組合が組織されていないマンションの区分所有者

相談できる内容

管理組合の運営・経理

管理規約

管理委託契約

長期修繕計画

大規模修繕計画

耐震・建替え

管理計画認定制度

総会（理事会）の準備、議事録

派遣制度の内容

○ 派遣回数

管理組合につき、年間1回

○ 派遣するマンション管理士

1名

○ 派遣時間

3時間 以内

○ 派遣予定数

先着6件程度

○ 派遣場所

マンション内集会室、管理事務室、その他集会場等

申込の流れ

①

市に
申請書を
提出

②

マンション
管理士と
日程調整

③

マンション
管理士
派遣

④

市に
報告書を
提出

申込方法

理事会の合意後、「マンション管理士派遣申請書」に必要事項を記入し、下記のお問合せ先まで、持参、郵送、ファックス又はメールで申し込んでください。

※申請書は、ホームページでダウンロードできます。



お問合せ先

久留米市 都市建設部 住宅政策課

TEL: 0942-30-9139 FAX: 0942-30-9743

E-mail: housing@city.kurume.lg.jp

市ホームページに詳細を掲載

久留米市 マンション管理士派遣

検索